

かがわ糖質バイオフォーラム規約

(名 称)

第1条 本会は、かがわ糖質バイオフォーラム（以下「フォーラム」という。）と称する。

(目 的)

第2条 フォーラムは、希少糖や機能糖鎖（糖鎖・複合糖質）など特徴ある糖質の機能を生かした健康バイオ産業の創出を図るため、香川県と国立大学法人香川大学を中心とした研究機関並びに民間企業の三者連携と広域的なネットワークの構築を促進し、もって本県地域産業の活性化に資することを目的とする。

(事 業)

第3条 フォーラムは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 1) シンポジウム及び研究会の開催等による情報発信と情報交換
- 2) その他フォーラムの目的を達成するための活動

(会員等)

第4条 フォーラムは、第2条の目的に賛同する、会員（法人会員、個人会員）、贊助会員をもって構成する。（以下「会員等」という。）

2 賛助会員は、フォーラムの事業を支援・協力する法人・団体とする。

(役 員)

第5条 フォーラムに次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	若干名

- 2 会長は、会員の中から互選により選出し、副会長は、会員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、フォーラムを代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が定めた順序により、その職務を代理する。

(顧 問)

第6条 フォーラムに、その目的達成に必要な助言と協力を求めるため、顧問を置くことができる。

(入 会)

第7条 フォーラムに入会を希望するものは、別に定める入会申込書を会長に提出し、その承認を得なければならない。

(退 会)

第8条 会員等は、別に定める退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

(会 議)

第9条 フォーラムの会議は、総会とする。

2 総会は、会員等をもって構成し、フォーラムの事業計画、事業報告、研究開発や事業化の推進、会員等相互の交流のための情報交換並びにフォーラムの運営、その他会長が必要と認める事項についての審議を行う。

3 総会の議事は文書にて実施し、提出された文書の過半数をもって決するものとする。

(研究会)

第10条 フォーラムは、その目的を達成するために研究会を設置するものとする。

(会 費)

第11条 会員等から会費は徴収しない。

(事務局)

第12条 フォーラムの事務を処理及びフォーラム活動を推進するため、公益財団法人かがわ産業支援財団技術振興部産学官連携推進課内に事務局を置く。

(雑 則)

第13条 この規約に定めるもののほか、フォーラムの運営に関して必要な事項は、会長がこれを定める。

附 則

この規約は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

(様式)

かがわ糖質バイオフォーラム
入会申込書

年　月　日

かがわ糖質バイオフォーラム 会長 殿

私は、下記のとおり「かがわ糖質バイオフォーラム」に入会を申し込みます。

区分	法人会員 · 個人会員 · 賛助会員
名称	
代表者 職・氏名	印
所在地	〒
電話番号 ファックス番号 e-メールアドレス	() - () -
責任者 所属・職名 氏名	(内線)
備考	WEB-Site を立ちあげている場合は URL を記載してください。

注) 「区分」欄は、該当する会員区分に○印を付けてください。

(様式)

かがわ糖質バイオフォーラム
退会届

年 月 日

かがわ糖質バイオフォーラム 会長 殿

私は、この度、都合により「かがわ糖質バイオフォーラム」を退会いたしたいので、下記のとおり届け出します。

区分	法人会員・個人会員・賛助会員
会員の名称 及び代表者 職・氏名	印
所在地	〒
電話番号	() -
入会年月日	年 月 日 入会
備考	

注)「区分」欄は、該当する会員区分に○印を付けてください。